

資料 3

安全で快適な自転車利用環境の 創出に向けた提言(仮称) (案)

目 次

I. はじめに

I-1. 背景

I-2. 提言にあたって

II. ガイドラインについて

II-1. 自転車通行空間の計画

II-2. 自転車通行空間の設計

II-3. 利用ルールの徹底

II-4. 自転車利用の総合的な取組

III. 今後の検討課題について

参考資料-1　自転車利用環境に関する背景

参考資料-2　自転車ネットワーク計画の作成手順

参考資料-3　交差点部の設計

1 I. はじめに

2 3 I - 1. 背景

4 自転車は、買物や通勤、通学、子供の送迎等、日常生活における身近な移動
5 手段や、サイクリング等のレジャーの手段等として、多くの人々に利用されて
6 いる。自転車の保有台数は平成 20 年時点で約 6,900 万台と増加傾向にあり、
7 5km 未満の移動の約 2 割は自転車が利用されているなど、自転車は都市内交
8 通等において重要な移動手段となっている。また、高齢化の進展により自動車
9 の運転に不安を感じる高齢者への対応等、自転車の役割は一層大きくなること
10 が予想されている。最近では、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段と
11 して認識されているほか、健康志向や東日本大震災後の節電意識の高まり等を
12 背景に、その利用ニーズが高まっている。このように、自転車の位置づけは、
13 ますます重要になるとともに、利用の増大が見込まれているところである。

14 我が国では、昭和 40 年代にモータリゼーションの進展により自動車の交通事故が急増したことへの対策として、歩行者の通行を妨げない速度・方法で通行することとした上で自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入し、自転車と自動車の分離を図ってきた。その間、自転車乗車中の事故死者数は大幅に減少するとともに、自転車の高い交通分担率は維持された。一方、自転車は車両であるという意識の希薄化により、歩道上等で通行ルールを守らず歩行者にとって危険な自転車利用が増加するとともに、自動車に対しては弱者となる自転車を車道上で利用すること自体の新たな危険性も生じることになった。このため、交通事故全体の件数が減少傾向にある中、自転車対歩行者の事故数及び交通事故全体における自転車関連事故の割合はこの 10 年間で増加している。このような状況に鑑み、警察庁では平成 23 年 10 月に、自転車は「車両」であるということの徹底を基本的な考え方とし、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保することを目的とする総合的な対策を打ち出したところである。

28 また、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、道路政策の転換の視点として、「『クルマ』主役から、歩行者、自転車などクルマ以外の利用者も含めた『多様な道路利用者が安全・安心して共存』できる環境の整備」が議論されている。今後、高齢化の進展等の社会状況の変化に対応し、歩行中の事故死者の約 7 割、自転車乗車中の事故死者の約 6 割を占める高齢者を含め、全ての道路利用者が、歩行、自転車、自動車、公共交通等の多様な交通手段を自由に選択でき、安全に利用できる環境を整備することが求められている。

1 しかしながら、平成 22 年 3 月時点で、自転車道や自転車専用通行帯等の自
2 動車や歩行者から分離された自転車通行空間の延長は約 3,000km とわずかで
3 ある上、自動車の駐停車等により自転車の通行が阻害されるなど、道路の現況
4 は自転車の車道通行にとって数々の問題を含んでいる。

5 このため、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行
6 ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面から取組を行い、自転車が安全
7 で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環
8 境を創出することが喫緊の課題となっている。

1 I – 2. 提言にあたって

2 本検討委員会では、「自転車は「車両」であり、車道を通行することが大原
3 則である。なお、例外として、歩道を徐行により通行できるのは、道路標識等
4 により歩道通行が認められている場合、運転者が児童、幼児、高齢者等で車道
5 通行が危険である場合、駐車車両があるなど自転車の通行の安全を確保するた
6 めにやむを得ない場合に限る。」を基本的な考え方として、検討を行った。

7 道路の現況が自転車の車道通行にとって数々の問題を含んでいることから、
8 自転車が通行する空間として重要な路線において、交通状況に応じて、歩行者、
9 自転車、自動車が適切に分離された空間を早急に整備するとともに、すべての
10 道路利用者に自転車の通行ルールの徹底を図る必要がある。このため、道路管
11 理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルール
12 の徹底等を進めるためのガイドラインを早急に作成することを提言する。

13 なお、提言にあたっては、国土交通省と警察庁が平成 19 年度に指定した全
14 国 98 箇所のモデル地区等における自転車通行環境整備の取組の評価、検証を
15 踏まえ、検討を行った。

16 一方、自転車施策を進めていく上では、国としての交通体系のあり方の検討、
17 その中の自転車の位置づけの明確化、自転車施策の目標設定、施策推進を図
18 るための予算確保が重要であるとともに、自転車ネットワーク計画に含まれな
19 い多数の路線における自転車利用環境整備の進め方、自転車の歩道通行の今後
20 のあり方等、議論を進めていかなければならない課題が多々ある。これらには、
21 検討に長期間を要するもの、現行の法制度で対応できないものも含まれること
22 から、国として検討すべき今後の課題として提言する。

II. ガイドラインについて

II-1. 自転車通行空間の計画

道路の現況が自転車の車道通行にとって数々の問題を含んでいることから、自転車が通行する空間として重要な路線において、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間を早急に整備する必要がある。そのためには、地域の課題やニーズに対応しつつ、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワーク計画を策定することが必要である。

このため、自転車ネットワーク計画の作成手順を明らかにした上で、各段階における技術検討項目及びコミュニケーション・合意形成項目の基本的な考え方を提言する。

1. 自転車ネットワーク計画の作成手順

1) 基本方針、計画目標の設定

○ 自転車利用の状況を把握し、その課題を整理するとともに、地域の上位計画及び関連計画を踏まえ、自転車ネットワーク計画の基本方針、計画目標を設定すること。

2) 自転車ネットワーク路線の選定

○ 全ての道路で自転車通行空間を整備することは現実的ではないため、自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて、自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワークを構成する路線を選定すること。

3) 整備形態の選定

○ 交通状況を踏まえて、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態の選定を行うこと。また、道路空間の制約により整備が困難な場合には、現時点で整備可能な当面の整備形態を選定すること。

4) 個別路線の詳細な構造等の検討

○ 必要に応じて、個別路線の詳細な構造（分離工作物の配置及び形状、路面色等）や交通運用（自動車の規制速度の抑制、自転車通行方法等）を検討すること。

1 5) 自転車ネットワーク計画の決定

- 2 ○ 1) ~ 4)について、コミュニケーション・合意形成を図った上で、自転
3 車ネットワーク計画を決定すること。また、緊急度に応じた整備優先度や
4 分かりやすい案内方法についても検討すること。

5 6) 計画の評価、見直し

- 6 ○ 自転車ネットワーク計画を決定した後、事業の進捗状況を踏まえて計画の
7 評価、見直しを実施し、その評価結果を計画へフィードバックさせること。

8 **2. 各段階における技術検討項目及びコミュニケーション・合意形成項目**

9 1) 基本方針、計画目標の設定

10 a.技術検討項目

- 11 · 地域の交通特性、道路空間の状況、地勢、自転車利用者が多く利用す
12 る施設等、必要なデータの収集や調査を行い、自転車利用の課題を整
13 理すること。
- 14 · 都市計画、交通計画等、自転車利用に関連する計画を把握、整理する
15 こと。
- 16 · 地域の上位計画及び関連計画等を踏まえ、歩行者、自転車の安全性、
17 快適性の向上に加え、健康、環境、観光振興等、地域の課題やニーズ
18 に応じた自転車通行空間を整備するために、自転車ネットワーク計画
19 策定にあたっての基本方針、計画目標を設定すること。
- 20 · 計画目標の設定にあたっては、必要に応じて、客観的かつ定量的な指
21 標の活用も考慮すること。

22 b.コミュニケーション・合意形成項目

- 23 · 自転車ネットワーク計画の必要性の確認、及び計画の基本方針、計画
24 目標を共有するための PI（情報の提供と意見の把握）を行うこと。

25 2) 自転車ネットワーク路線の選定

26 a.技術検討項目

27 計画目標の達成のために必要となる面的な自転車ネットワークを構成す
28 る路線を選定すること。その際、以下の①～⑥のような路線（計画中を含む）
29 を適宜組み合わせて選定すること。

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ④ 自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑤ 既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線
- ⑥ その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

なお、勾配が急な道路、構造上対応が難しい長大橋や長大トンネル等を含む路線については、道路の改良等の検討も併せて行うこと。

一方、歩行者が安心、快適に買い物を楽しむことのできる商店街等、自転車ネットワーク路線に選定することが適切でない道路があることにも留意すること。

3) 整備形態の選定

a. 技術検討項目

- 歩行者、自転車の安全性、快適性の向上の観点から、交通状況（自動車の規制速度及び交通量等）を踏まえて、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態の選定を行うこと。

（1）交通状況を踏まえた整備形態の選定

- 自転車は「車両」であるという大原則に基づき、車道通行させることを検討すること。

この場合、「車道を通行する自転車」の安全性の向上の観点から、自動車の規制速度や交通量を踏まえ、自転車と自動車を分離する必要性について検討すること。

具体的には、自動車の規制速度が高い道路では自転車と自動車を構造的に分離すること。また、規制速度が低く自動車交通量が少ない道路では自転車と自動車を混在させること。その中間にあたる交通状況の道路では自転車と自動車を視覚的に分離すること。

- 自転車と自動車を構造的に分離する場合、選定された自転車ネットワーク路線は、一般的に自転車交通量が多いことから、自転車道を整備すること。
- 自転車と自動車を混在させる場合、必要に応じて、自転車の通行位置を示し、自動車に注意喚起するための路肩のカラー化、車道左側部の車線内に帯状の路面表示やピクトグラムの設置、自動車の速度を抑制するための狭さく、ハンプの設置等を検討するとともに、自動車の一方通行規制や大型車の通行抑制等を検討すること。
- 自転車と自動車を視覚的に分離する場合、自転車専用通行帯を設置すること。
- 積雪寒冷地で、自転車交通量の季節変動が大きい路線等では、非積雪期に堆雪帯を通行させることも検討すること。
- 利用者のニーズや道路空間の状況により、自転車専用通行帯を自転車道に変更すること、及び自転車と自動車の混在を自転車専用通行帯に変更することも可能とすること。

(2) 整備の可能性の検討

- 新設道路については、選定した整備形態で整備すること。
- 既設道路については、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性を検討し、選定した整備形態の整備が可能か検討すること。
具体的には、歩道、車道、植樹帯、中央帯等の幅員構成の見直しを行うこと。また、周辺道路の整備や交通需要マネジメントにより自動車交通の転換が可能な道路では、車線数の削減や一方通行規制等を行うことを検討すること。
- なお、自動車交通や速度の抑制が望ましい道路においては、規制速度の抑制を行い、自転車道から自転車専用通行帯、自転車専用通行帯から自転車と自動車を混在させる整備形態へと変更することも検討すること。
- 道路空間の再配分や道路拡幅が困難な場合、早期に自転車ネットワークの機能が発現されることを優先し、十分ではなくとも整備可能な当面の整備形態を検討すること。

自転車道が選定され、その整備が困難な場合は、既に自転車歩行者道が整備されており、かつ自転車交通量が少なく、かつ歩行者と自転車の交通量を踏まえて歩行者と自転車を分離する必要がない場合に限り、

1 当面の整備形態として、自転車歩行者道を活用することを検討すること。
2 その際、バリアフリー法に基づく重点整備地区、スクールゾーン、
3 病院・高齢者施設等の出入り口近傍等、特に歩行者保護に配慮が必要
4 な道路が存在することに留意すること。自転車歩行者道の活用に併せ
5 て、自転車に対して歩行者優先、徐行通行等を徹底するために通行ル
6 ルールの周知等の安全対策を実施すること。

7 自転車専用通行帯が選定され、その整備が困難な場合は、当面の整備
8 形態として、自転車と自動車を混在させることを検討すること。その
9 場合、自転車の通行位置を示し、自動車に注意喚起するための路肩の
10 カラー化、車道左側部の車線内やバス専用通行帯に帯状の路面表示や
11 ピクトグラムの設置を検討すること。併せて、自転車に対して左側通
12 行、並進の禁止、自動車に対して自転車の保護、駐車の禁止等を徹底
13 するために通行ルールの周知等の安全対策を実施すること。

- 14
- 15 · 当面の整備形態の検討と併行して、近くに並行する他の路線を代替路
16 として選定することを検討すること。その際には、幹線道路から細街
17 路まで幅広い路線を対象に選定するとともに、十分な案内方法を検討
すること。
 - 18 · 当面の整備形態で整備した場合、条件が整った段階で本来の整備形態
19 で再整備すること。

20 b. コミュニケーション・合意形成項目

- 21
- 22 · 自転車ネットワーク路線、当面及び将来の整備形態を示した自転車ネ
ットワーク計画に関する合意形成の PI をを行うこと。

23 4) 個別路線の詳細な構造等の検討

24 a. 技術検討項目

- 25
- 26 · 自転車ネットワーク計画の合意形成を進めるために必要な場合、個別
27 路線の詳細な構造（分離工作物の配置及び形状、路面色等）や交通運
28 用（自動車の規制速度の抑制、自転車通行方法等）に関する検討を実
施すること。（再掲）

29 b. コミュニケーション・合意形成項目

- 30
- 31 · 必要に応じて、個別路線の詳細な構造や交通運用に関する合意形成の
PI をを行うこと。

32 5) 自転車ネットワーク計画の決定

1 a.技術検討項目

- 2 · 自転車ネットワーク路線及び整備形態の選定後、緊急度に応じた整備
3 優先度や分かりやすい案内方法について検討すること。

4 (1) 整備優先度

- 5 · 自転車ネットワークの整備効果を早期に発現させるため、整備の容易
6 さばかりを優先するのではなく、安全性、快適性の向上や計画目標の
7 達成の観点から、その緊急度に応じて、自転車ネットワーク路線における整備優先度を検討すること。

8 なお、整備優先度の検討にあたっては、客観的かつ定量的な指標の活
9 用も考慮すること。

10 (2) 案内方法

- 11 · 自転車ネットワークの適切な利用を促し、整備効果を最大限に發揮さ
12 せる観点から、法定の道路標識、道路標示だけでなく、法定外看板及
13 び表示について検討すること。

14 ① 歩行者、自転車、自動車の通行ルールの明確化

- 15 · 自転車のみならず、歩行者、自動車に対しても、自転車の通行ルール
16 （通行位置や通行方法）を分かりやすく伝えられるよう、案内・注意
17 喚起のための法定外看板や表示について、視覚的に工夫されたシンプル
18 なデザインや色彩を用いることや、分かりやすい配置を検討すること。
19 また、外国人が通行ルールを理解できるようピクトグラムの活用
20 や英語併記に努めること。

- 21 · その際、自転車道、自転車専用通行帯、自転車と自動車の混在、あるいは、自転車歩行者道（歩行者優先で徐行）など、自転車通行空間の形態に応じた通行ルールを伝えることが必要であり、例えば、ピクトグラムで自転車通行空間の形態を示し、矢印の形状で方向、通行方法を示すなど、通行ルールにあわせてサインを使い分けることも検討すること。

- 22 · 自転車と自動車を混在させる場合、必要に応じて、自転車の通行位置を示し、自動車に注意喚起するための路肩のカラー化、車道左側部の車線内に帯状の路面表示やピクトグラムの設置、自動車の速度を抑制するための狭さく、ハンプの設置等を検討すること。

- 23 · 自動車に対して、速度の抑制と注意喚起を図るため、民間事業者と連携して規制速度や自転車の通行に関する情報をカーナビから提供する

1 ことを検討すること。

- 2
- 3
- 4
- 5
- ・自動車通行空間と自転車通行空間とを区別するため、自転車道、自転
6 車専用通行帯、路肩等に着色する場合には、周囲の景観に対し大きな
7 影響を与えるため、景観や色彩の専門家の意見を聞くなど、着色する
8 路面の範囲や色彩の彩度、明度等に留意すること。
 - ・案内や注意喚起のための法定外看板や表示については、地域住民等と
9 連携して表示内容等の点検を行い、より分かりやすくなるよう常に改
10 善すること。

11 ②法定外看板、表示の統一

- 12
- 13
- 14
- ・道路利用者の混乱を避けるために、少なくとも自転車ネットワークを
15 計画する同一地域内において、法定外看板や表示のデザインや設置す
16 る位置の考え方を統一し、路面に着色する場合には同系統の色彩（例
17 えば、青色系）を使用するとともに、近隣地域との整合性に配慮すること。
 - ・新たに法定の道路標識や法定外看板を設置する場合、標識、看板の統
18 合や既存の標識柱を活用するなど利用者に分かりやすい形で集約化に
19 努めること。

20 ③自転車ネットワーク路線への案内

- 21
- ・自転車利用者に対して、選定した自転車ネットワーク路線の利用を促
22 すため、自転車ネットワーク路線や目的地を図示した法定外看板や表
23 示等、分かりやすい案内に努めること。

24 3. 計画検討体制の構築と維持活用

- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 地域のニーズに合致した自転車ネットワーク計画を策定するためには、関
係する行政機関や地元関係者等とコミュニケーションを取り合意形成を
図るよう努めることが望ましい。そのため、国、都道府県、市町村の道路
管理者や都道府県警察に加え、自転車利用環境整備に関する河川管理者、
港湾管理者等の行政機関や地元住民、道路利用者等の幅広い関係者が計画
策定に参画できる体制を構築すること。
 - 自転車通行空間のみならず、利用ルールの徹底、自転車利用の総合
的な取組を実施するため、幅広い関係者が連携できる体制として、計画検
討時の体制を維持活用すること。
 - 計画策定段階に構築した検討体制を継続し、計画策定後に発生する課題へ
の対応、整備後の利用状況や事故の発生状況等、計画の目標達成状況の評

1 値と見直しを実施すること。なお、計画の達成状況の評価については、必
2 要に応じて、広く市民や第三者機関が評価できる仕組みを取り入れること
3 を検討すること。

4 ○ 計画検討及びその後の取組の体制として、「自転車の安全利用の促進及び
5 自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく法定の協議会を
6 活用することも検討すること。

II - 2. 自転車通行空間の設計

II - 2 - 1. 一般部

安全で快適な自転車通行空間の設計について、基本的な考え方を提言する。

1. 自転車通行空間の設計の基本的な考え方

1) 分離工作物

- 自転車と自動車を構造的に分離する場合は、互いに存在を認識できるよう、分離工作物として縁石を設置することを基本とし、柵等の分離工作物をできる限り設置しないこと。
- それ以外の場合は、自転車の安全性を向上させるため、縁石、柵等の分離工作物をできる限り設置しないこと。

2) 路面等の構造

- 自転車の通行空間となる車道端部の路面については、自転車の安全性を向上させるため、平坦性の確保や段差の解消に努め、滑りにくい構造とすること。なお、必要に応じて、側溝、街渠、集水ますについて、平坦性の高いものへの置き換えや滑り止め加工等を行うこと。
- 電柱等の占用物で、自転車、歩行者の通行に支障となる場合は、原則として民地等への移設もしくは無電柱化等を行うこと。さらに、不法占用物件についても、通行に支障がある場合は、撤去指導または除却を強化すること。
- 自転車の安全性、快適性を向上させるため、自転車道の起終点部にボラード等の工作物はできる限り設置しないこと。やむを得ず工作物を設置する場合には、弾力性のある素材を用いるとともに夜間でも視認できるものとすること。

3) 幅員

- 自転車通行空間の幅員は、隣接する歩行空間の幅員とのバランスが重要であり、歩行者、自転車がそれぞれの空間を通行しやすく、また自然に通行位置が守られるよう、歩行者、自転車の交通量を考慮して決定すること。
- 自転車道において、やむを得ず高さのある分離工作物を設置する場合は、

1 利用者に圧迫感を与えることがあることから、必要に応じて幅員に余裕を
2 持たせること。

3 **4) 通行方法**

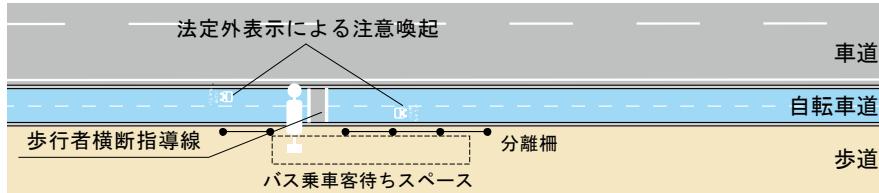
- 4 ○ 自転車道について、一方通行の場合は、沿道施設への出入りが不便となり
5 得るという課題があること、双方向通行の場合は、自動車と逆方向に通行
6 する自転車の出会い頭事故の危険性、交差点内での自転車同士の交錯の危
7 險性などの課題があることから、これらを踏まえて通行方法を検討するこ
8 と。
- 9 ○ 一方通行規制を実施しても自転車相互の追い越しが発生するため、自転車
10 の通行状況を勘案した上で、幅員を検討すること。
- 11 ○ 双方向で通行する自転車道においては、自転車の交錯を防ぐため中央線を
12 設置すること。

13 **2. 特殊部における自転車通行空間の設計の配慮事項**

14 **1) バス停部の設計**

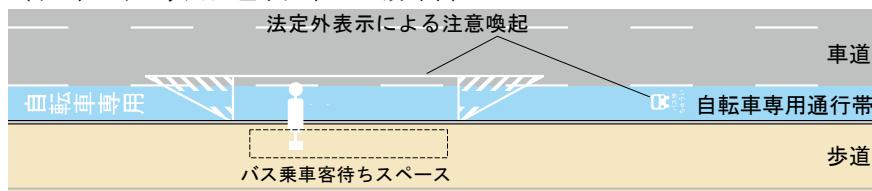
- 15 ○ バス交通が多くない路線では、注意喚起を行い、前後の区間と同様に自転
16 車通行空間を直線的に連続させること。自転車道の場合、自転車とバス乗
17 降客の交錯を防止するために法定外表示等により自転車にバス乗降客の横
18 断について注意喚起を行うこと。自転車専用通行帯の場合、自転車、バス
19 の交錯の防止や駐停車禁止の徹底を図るためにバス停を示す法定外表示等
20 により注意喚起を行うこと。
21

1 (自転車道の場合)



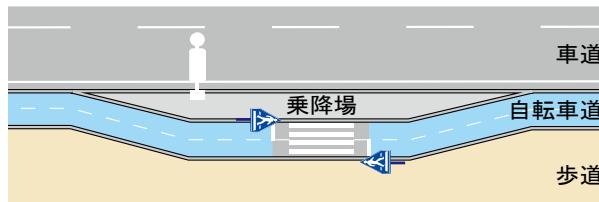
2
3
※バス乗降客が自転車道を横断しやすくし、その際の自転車の停止を促すため、横断部のみ歩道と同じ高さとすることも考えられる。

4 (自転車専用通行帯の場合)



- 5 ○ バス交通が多く、かつ道路空間に余裕がないために自転車通行空間の確保
6 が困難な路線では、自転車交通とバス交通を分離させるため、代替路を検
7 討すること。
8 ○ バス交通が多く、道路空間に余裕がある路線では、自転車とバス乗降客の
9 交錯を減らし、双方の安全性を向上させるため、自転車通行空間を連続さ
10 せること。自転車道の場合、交通島（乗降場）を設置すること。自転車専
11 用通行帯で、バス停車時も自転車の通行を可能とする場合には、バスベイ
12 型としてバス停を整備すること。

13 (自転車道の場合)



14
15
16
※交通島を車道に張り出すテラス型も考えられる。バス乗降客が自転車
道を横断しやすくし、その際の自転車の停止を促すため、横断部のみ
歩道と同じ高さとすることも考えられる。

17 (自転車専用通行帯の場合)

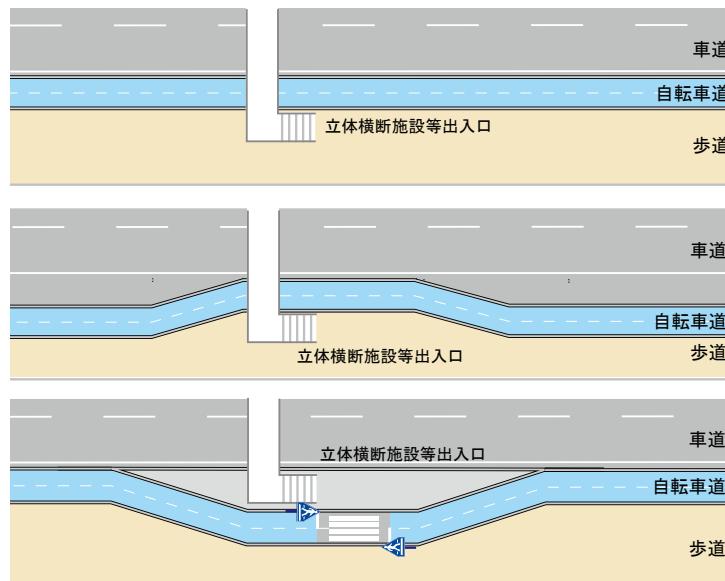


- 1 ○ バリアフリー法に基づく重点整備地区等においては、バスを利用するため
2 に自転車通行空間を横断する視覚障がい者等を安全に誘導するため、エス
3 コートゾーンを設置すること。

4 **2) 立体横断施設部の設計**

- 5 ○ 立体横断施設部において、道路空間に余裕がある場合には、自転車と立体
6 横断施設を利用する歩行者との交錯を減らし、双方の安全性を向上させる
7 ため、自転車通行空間を連続させること。自転車通行空間を立体横断施設
8 出入口より車道側に設置することを基本とし、車道側に設置することができ
9 ない場合は、立体横断施設出入口を島状の施設として歩道側に設置する
10 こと。

11 (自転車道の場合)



※立体横断施設等出入口部で歩行者が自転車道を横断しやすくし、その際の
自転車の停止を促すため、横断部のみ歩道と同じ高さとすることも考えら
れる。

12 (自転車専用通行帯の場合)



- 道路空間に余裕がなく連続的な自転車通行空間の確保が困難な立体横断施設部において、自転車専用通行帯では、自転車通行位置を示す路面表示を設置するなどの安全対策を実施した上で、自転車と自動車を車道で混在させることを検討すること。また、自転車道では、歩行者の安全が確保される場合には、当該部分を自転車歩行者道とすること。併せて、自転車の通行義務について注意喚起するとともに、立体横断施設の出入口部に低木の植栽等を設置すること。なお、歩行者の安全の確保が困難となる場合は、歩道上で自転車を押して歩くことを徹底させるか、代替路を検討すること。

(自転車専用通行帯の場合)



※自転車専用通行帯の終点部の手前に、この先で自転車と自動車が混在することを両者に注意喚起する法定外看板や表示を設置することも考えられる。

(自転車道の場合)



歩行者の安全の確保が困難となる場合は、法定外表示等により、歩道上において自転車を押して歩くことを徹底させる

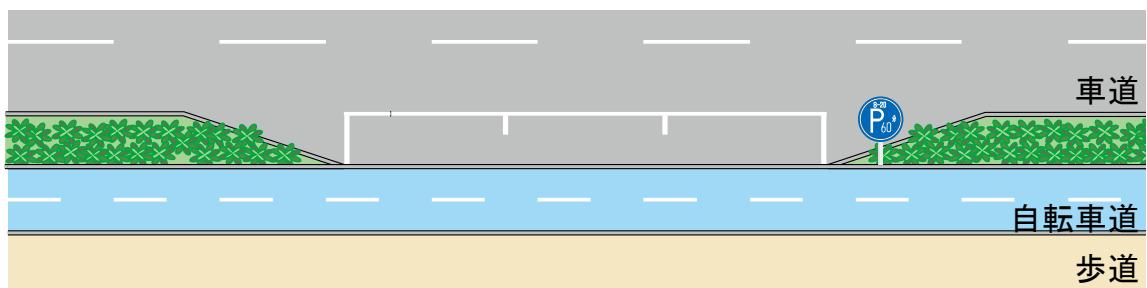
※自転車道の終点部に、この先自転車を押し歩きする必要があることを注意喚起するため、緩やかな段差の設置なども考えられる。

- 周辺の交通状況や沿道状況の変化により、必要性の低くなった立体横断施設については、撤去も含めて検討すること。
- バリアフリー法に基づく重点整備地区等においては、自転車通行空間を横断する視覚障がい者等の立体横断施設利用者を安全に誘導するため、エスコートゾーンを設置すること。

3) パーキング・メーター設置区間部の設計

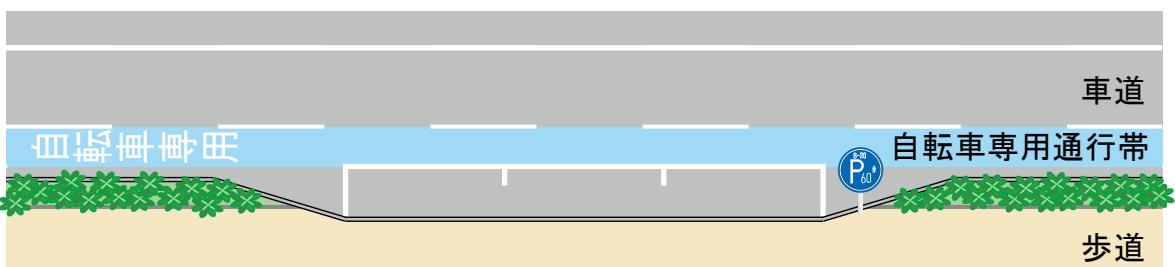
- パーキング・メーター等について、利用率が低い場合は、撤去すること。
- パーキング・メーター等が必要な区間の自転車道は、歩道側に設置すること。

1 (自転車道の場合)



- 2 ○ パーキング・メーター等が必要な区間の自転車専用通行帯は、自転車と自動車の双方の安全性を向上させるため、車道側に設置すること。

4 (自転車専用通行帯の場合)



II - 2 - 2. 交差点部

歩行者、自転車、自動車が集中し、交錯が生じうる交差点部の設計について、
基本的な考え方を提言する。

1. 交差点部における自転車通行空間設計の基本的な考え方

1) 分離形態の連続性

- 交差点部において歩行者、自転車、自動車の適切な分離、共存を図るため、
交差点部の分離形態について、前後の自転車通行空間と同様の形態をできる
限り連続的に確保すべきであり、安易に自転車通行空間を自転車歩行者
道へ接続しないことを基本とすること。
- 双方向通行の自転車道が規模の大きい交差点に接続する場合においては、
交差点内で自転車同士が交錯すること、自転車が自動車と逆方向に通行す
ることを避けることを基本とすること。

2) 通行空間の直線的な接続

- 自転車の安全性、快適性を向上させるため、自転車動線の直進性を重視し、
自転車道、自転車専用通行帯のいずれの場合も、自動車と同じ方向に通行
する自転車の交差点部における自転車通行空間は、直線的に接続すること
を基本とすること。

3) 交差点内の通行方向の明確化

- 交差点における自転車の安全な通行を促すとともに、自動車利用者等に自
転車動線を知らせるため、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する法
定外表示を設置すること。
- 信号のない交差点のように規模の小さな交差点においては、自転車通行空
間に応じた通行方向とすることを基本とし、双方向通行の自転車道では法
定の自転車横断帯を設置し、一方向通行の自転車道や自転車専用通行帯で
は通行方向を明確化する法定外表示を設置すること。

4) 左折巻き込みに対する安全対策

- 自動車から自転車を確認しやすくし、左折巻き込み事故を防止するため、
交差点流入部において、自転車専用信号の設置により自動車とは別の信号
制御を行うことを検討すること。なお、自転車専用通行帯の場合には、自
動車の進路変更禁止規制を実施して自転車と自動車を分離すること。また、
自転車の停止位置を自動車よりも前出しすることを検討すること。

- 左折巻き込み事故の防止対策として、交差点流入部において、自転車専用通行帯の交通規制を解除した車道左側部の車線内に自転車の通行位置を明確化した路面表示等を設置した上で、自転車と左折する自動車を混在させて一列で通行させることも検討すること。

5) 二段階右折時の滞留スペースの確保

- 交差点内の通行方法の明確化のために設置した法定外表示と歩車道境界の縁石で囲まれた範囲は、自転車が二段階右折する際の交差点内での滞留スペースとなることを周知すること。また、必要に応じて、歩道を切り込むことにより、交差点内に二段階右折時の自転車の滞留スペースを確保すること。

2. 交差点部において空間確保に制約がある場合の考え方

交差点部において自動車用の右折レーンや左折レーンが設置されており自転車通行空間を確保することに制約がある場合の対応について、その考え方を提言する。

- 右折レーン等により自転車通行空間の確保に困難が生じる場合は、下記の順序に従い、空間確保することを検討すること。

① 右折レーン等の必要性について再検討を行い、右折レーンの廃止もしくは右折車線相当のふくらみを持たせた右折ポケットへの変更等を行うことにより、自転車通行空間の幅員を確保すること。

② 歩道幅員を縮小しても歩行者の交通への影響が小さい場合には、歩道幅員を縮減して自転車通行空間の幅員を確保すること。

③ 右折レーンや歩道の幅員を変更することができない場合は、用地買収等により自転車通行空間の幅員を連続的に確保することに努めるとともに、当面の措置として、車道上に通行位置及び通行方向を明確化する法定外表示を設置し、車道上で自転車と自動車を混在させて一列で通行させることを検討すること。

- 常時左折可や分離帯による左折導流路のある交差点では、直進する自転車と左折する自動車の交錯を防ぐため、道路や交通の状況に応じて、常時左折可規制や信号制御の見直し、道路の幅員構成の見直し等による車道左側部への自転車通行空間の確保、交差点内における自転車通行位置の明示等の安全対策を検討すること。安全対策が困難な場合は、当該交差点の前後については自転車ネットワーク路線とせず、代替路を検討すること。

II – 3. 利用ルールの徹底

自転車は「車両」であり、車道を通行することが大原則であり、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合等に、例外として、歩道を徐行して通行することができる。

しかしながら、多くの歩道で自転車の歩道通行を認めてきたこともあり、自転車は車両であるという意識の希薄化により、歩道上等で通行ルールを守らず歩行者にとって危険な自転車利用が増加するとともに、自動車に対しては弱者となる自転車を車道上で利用すること自体の新たな危険性も生じることになった。

自転車が安全で快適に通行できる利用環境を創出するためには、自転車通行空間の整備と併せて、自転車利用者のみならず、歩行者、自動車など全ての道路利用者に自転車は車両であるという意識を徹底するとともに、自転車の通行ルール、駐輪ルール、自動車の駐車ルール等、利用ルールの徹底を図る必要がある。

このため、道路利用者に対する利用ルールの徹底が効果的に行われるよう、利用ルールの周知、インセンティブの付与、指導取締りの3つの観点から提言する。

1. 利用ルールの周知

- 逆走となる右側通行禁止や例外的に歩道通行する場合は歩行者優先で徐行するという大原則について、「自転車安全利用五則」の活用等により徹底を図ること。
- 自転車利用者のみならず、歩行者、自動車など全ての道路利用者に、地域住民、学校等の関係者と連携し、利用ルールを周知すること。その際には、利用者の年齢層等の属性を考慮し、学校での安全教育や自動車の運転免許の更新時等の場面を活用するほか、楽しみながら利用ルールを学べるイベントを開催するなど、関係者自身の利用ルールの遵守意識を高めつつ、各種の機会を捉えて継続的な取組を実施すること。特に、取組初期においては、国として積極的に自転車の利用ルール等を周知するキャンペーンを実施すること。

例えば、

- ・自転車に配慮して、安全な間隔を保持するなどの自動車の通行ルールについて、運転免許の取得時や更新時を活用してドライバーに周知するほ

か、運送会社等を通じてトラック等のドライバーに周知すること

- ・非運転免許保有者のうち、児童、学生に対して総合学習の一環として自転車安全教育を実施すること（特に、高学年からは生活道路を想定した車道での自転車の通行ルールの周知）
- ・交通ボランティア、地域住民、学校、生徒会、自転車関係団体等と連携し、自転車の通行ルールを周知するため、自転車安全教室や街頭交通安全指導を実施するとともに、交通安全指導を行う指導者を育成すること
- ・地域全体で重点的に利用ルールを周知するための地域独自の「自転車の日」を制定すること
- ・地域のイベント開催時に、主婦や高齢者等を対象に自転車の利用ルールの認知度テストを実施すること
- ・自転車を業務利用する宅配業者等に自転車利用ルールを周知すること

が考えられる。

- 自転車利用に対する興味を起こさせ、利用ルールの遵守につなげるため、利用ルールのみならず、自転車の効用や自転車の快適な乗り方のコツなど利用促進につながる内容も周知すること。
- 自転車関係団体や自転車販売店等と連携して、民間機関の定めた安全基準の活用により、安全な自転車の普及を図りつつ、自転車のブレーキ、空気圧等の点検や整備の必要性、ヘルメット着用や尾灯装備の重要性、自転車保険加入の重要性等を含む自転車の利用ルールについて周知を行うこと。
- 現場において、自転車の通行方向や通行位置等の自転車の通行ルールを分かりやすく伝えられるよう、自転車通行空間の整備において連續性や直進性を確保するとともに、路面表示・着色や法定外看板について、視覚的に工夫されたデザインや色彩の統一的な運用に努めること。また、自転車利用者に対する標識、路面表示等の案内について、自動車利用者も認識できるよう、大きさ、設置位置等を工夫すること。

2. 利用ルール遵守に関するインセンティブの付与

- 自転車の利用ルールの周知を実施するだけではなく、自発的に利用ルールが遵守されるように、自転車利用に関するインセンティブを付与することが有効であり、自転車利用者の年齢等に応じた自転車運転免許証の交付や、模範的な自転車利用者に対する優良運転者証の交付等、遵守効果がより高

1 まるような工夫をすること。

- 2 ○ 利用者の自発的な自転車の利用ルール遵守の意識を高めるため、利用ルー
3 ルの周知に加えて、利用ルールを守らない場合の罰則や事故発生の危険性
4 についても周知を行うこと。

5 **3. 交通違反に対する指導取締り**

- 6 ○ 自転車の通行ルールを周知し、インセンティブの付与を行ったとしても、
7 通行ルールを守らない利用者が存在することも考えられるため、街頭活動
8 における指導警告を一層積極的に推進し、いわゆる「ピスト」等に係る制
9 動装置不良自転車のほか、無灯火、信号無視、一時不停止等の違反行為に
10 より通行車両や歩行者等に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず
11 違反行為を繰り返したりするなどの悪質、危険な交通違反に対しては交通
12 切符を適用した検挙措置を講ずること。
- 13 ○ 実施した指導取締りの活動状況については周知を行い、利用者の自発的な
14 通行ルール遵守の意識を高めること。

15

II - 4. 自転車利用の総合的な取組

安全で快適な自転車の利用環境を創出するためのソフト対策としては、利用ルールの徹底に加え、自転車通行空間が効果的に利用されるような取組や、自転車利用促進に向けた取組等、自転車利用の総合的な取組を行う必要があり、この2つの観点から提言する。

1. 自転車通行空間の効果的利用

1) 駐停車・荷捌き車両対策

- 駐停車需要の多い路線においては、自転車通行空間の整備により不便を感じることから、沿道の理解、協力のもと、当該路線や並行または交差する別路線に、沿道利用の車両や荷捌き車両、タクシー等に対応した路外または路上の駐停車空間を確保すること。
- 荷捌き車両の駐車場利用を促進するため、民間駐車場と連携して荷捌き車両に対する短時間利用の無料化や専用スペースの確保などを検討すること。
- 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間、自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止もしくは駐停車禁止の規制を実施すること。なお、必要に応じて、通勤通学の時間帯を指定して駐停車禁止規制を実施することも検討すること。また、駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線、重点地域に指定し、取締りを強化することにより、違法駐停車の排除を積極的に進めること。特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐停車については、取締りを積極的に実施すること。

2) 放置自転車対策

- 駅周辺等の自転車の駐車需要の多い場所では、駐輪場の整備を行うとともに、放置禁止区域の指定や放置自転車の集中的な撤去を行うこと。駐輪場の整備にあたっては、公共駐車場の空間の活用、鉄道事業者等、自転車を利用する施設の管理者との連携を検討すること。
- 自転車を放置する利用者は、買い物等の短時間利用や従業員等の通勤利用が多い傾向にあることから、放置自転車の実態を調査、把握した上で、買い物等の短時間の放置自転車に対しては目的地に近接する路上等を活用した駐輪場の整備を、従業員等の通勤利用に対しては附置義務条例による事務所、商業施設への駐輪場の整備を行うこと。
- 地下駐輪場システムやICタグを活用し自動化を図った駐輪場等、新技術の

1 活用による駐輪場の整備により、限られた空間を有効に活用すること。

- 2 ○ 整備した駐輪場が適切に利用されるよう駐輪場の分かりやすい案内方法を
3 検討し、自転車が利用する施設の管理者等と協力しつつ駐輪場の場所を周
4 知すること。

5 2. 自転車の利用促進

- 6 ○ 健康、環境、観光振興等、地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進
7 を進めること。

8 例えは、

- 9 • 住民との協働により、走りやすい（走ってほしい）路線、通行要注意
10 箇所、駐輪場等を地図上に示した自転車マップを作成すること
- 11 • 駅や主要なバス停付近に自転車駐車場を整備するなどサイクルアンド
12 ライドの推進や鉄道、バス車内に自転車を持ち込むことが可能なサイ
13 クルトレイン、バスを運行するなど公共交通機関と連携すること
- 14 • 自転車利用による健康増進や環境意識の啓発を目的とした市民参加型
15 のスポーツイベントの開催や自転車以外の市民イベントと連携するこ
16 と
- 17 • 通勤手当の改正等により自転車通勤を奨励している企業を顕彰するな
18 ど、エコ通勤を推進すること
- 19 • 自転車利用の拠点となるサイクルステーションの設置、公共施設での
20 簡易シャワールームの設置、公共交通施設や観光拠点等へのレンタサ
21 イクルの導入、民間事業者との連携による自転車ガイドツアーを実施
22 すること

23 が考えられる。

III. 今後の検討課題について

自転車施策を進めていく上では、議論を進めていかなければならない課題が多くあり、これらには、検討に長期間を要するもの、現行の法制度で対応できないものも含まれることから、国として検討すべき今後の課題として提言する。

1. 自転車施策の推進について

- 高齢化等の社会状況の変化に対応した歩行者、自転車、自動車、公共交通等の交通体系のあり方を検討するとともに、その中で、クリーンかつエネルギー効率の高い自転車の位置づけを明確にし、今後の国としての自転車施策の目標の設定を検討すること。
- ガイドラインの策定などの技術的支援だけでなく、地方公共団体が予算を確保するための方策を検討すること。
- 今回検討しているガイドラインの対象とする自転車ネットワークに含まれない多数の路線における自転車利用環境の整備のあり方について検討すること。
- 子供を乗せた母親等車道通行に不安のある自転車利用者について、例外的に歩道通行を認めることの是非を含め、例外として認めている自転車の歩道通行の今後のあり方を検討すること。
- 自転車施策の企画立案、自転車ネットワーク計画の作成、危険な自転車走行に対する周知、教育活動等に活用するため、自転車の利用状況や事故等のデータ収集及び分析の体制の充実等を検討すること。
- 地方公共団体や都道府県警察の実務者を対象として、自転車ネットワーク計画の作成等に関する研修等を実施するなど、人材の育成・強化を検討すること。
- 自転車ネットワーク計画を策定する検討体制について、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく法定の協議会を活用することも含め、体制の強化を検討すること。

2. 自転車通行空間の計画について

- 地域において自転車専用通行帯の選定、設計が適切に行われるよう、設計の考え方等をガイドラインとして発出するだけでなく、道路設計の基本となる道路構造令において自転車専用通行帯を位置づけることを検討すること

1 と。

2

3 ○ 自転車の通行位置・進行方向を示す路面表示やピクトグラムのように多くの地区で設置され、効果が高いと考えられる法定外看板や表示については、
4 全ての道路利用者への分かりやすさの観点から、統一的な運用を検討する
5 こと。
6

7

8 **3. 自転車通行空間の設計について**

9 ○ 自転車道における自転車交通の整序化や交差点での円滑な交通処理を図る
10 ため、一方通行規制を原則とすることについて検討すること。沿道施設の
11 状況に合わせて、逆方向の短距離利用等のサービスを確保するため、必要
12 に応じ、自転車の歩道（自転車歩行者道）通行を可能にする等、自転車道
13 の通行義務について柔軟に運用できるよう法令の見直しを検討すること。
14 ○ 自転車専用信号について、外国人を含め道路利用者が一目で自転車用であると理解できるよう、視覚的に工夫されたデザイン、仕様を検討するとともに、導入に向けた法令の見直し等について検討すること。
15

16

17 **4. 利用ルールの徹底について**

18 ○ 複雑な自転車の通行ルールを、全ての道路利用者が容易に理解できるものとなるよう、簡素化について検討するとともに、それに対応した標識等の変更を検討すること。併せて、右左折時の合図などのあり方について検討すること。
19

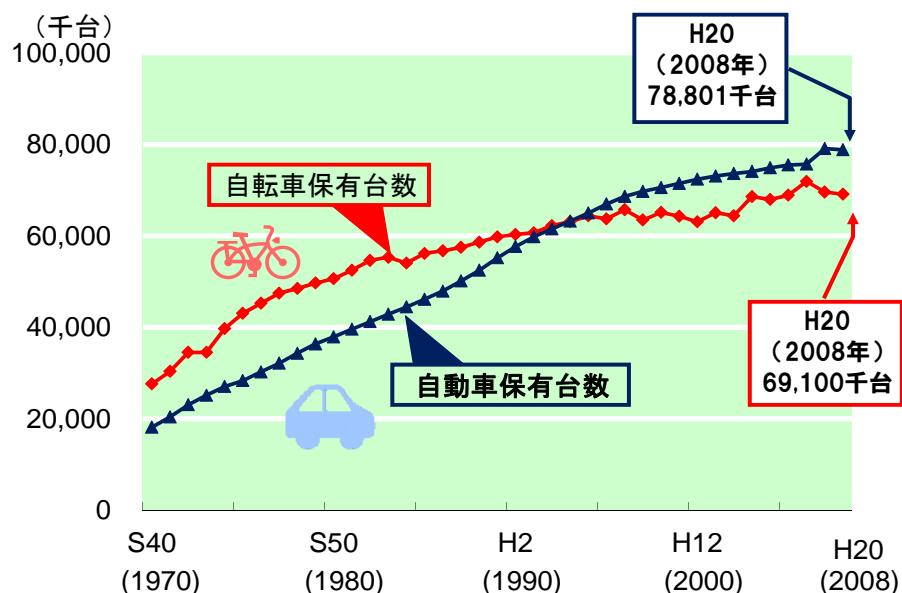
20

21 **5. その他**

22 ○ 高齢者・障がい者用自転車等の多様な自転車や新たな中速・小型モビリティのための走行空間確保を踏まえた自転車通行空間のあり方について検討すること。
23

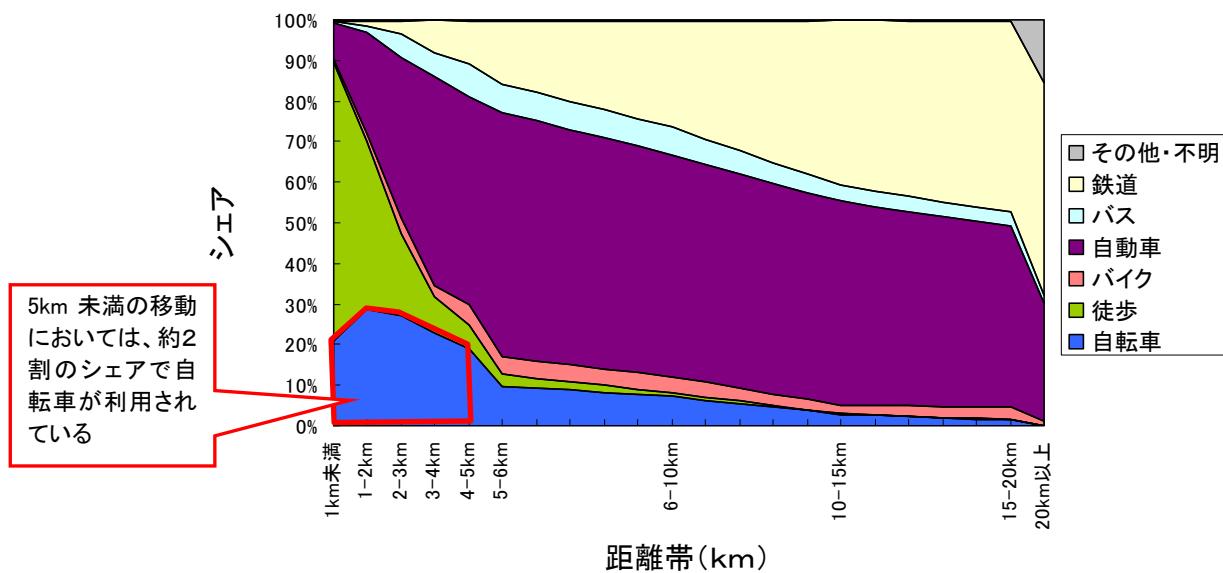
自転車利用環境に関する背景

図1 自転車及び自動車保有台数の推移



【出典：自転車保有台数：(社)自転車協会資料、
自動車保有台数：道路統計年報 2007～2010（国土交通省道路局）】

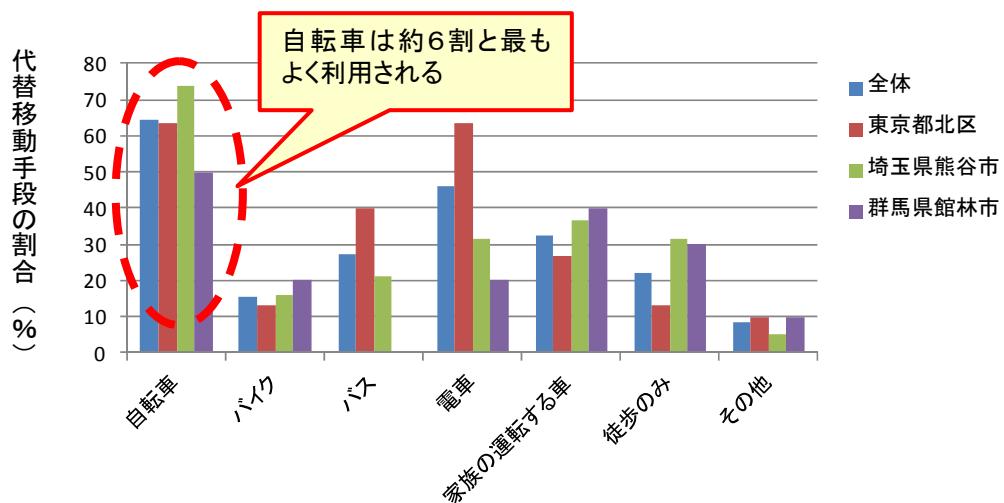
図2 移動距離帯別の交通手段別利用割合



※6kmまでは1km刻み、6km以上は、
5km刻みの集計値を直線で結んでいる。

【出典：平成17年全国都市交通特性調査（国土交通省）】

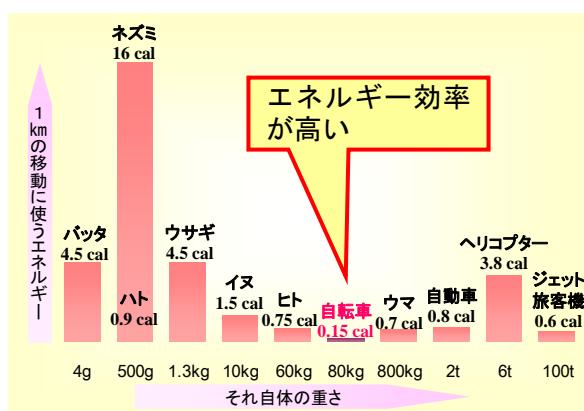
図3 自動車の代替手段としての交通手段



【出典：千葉大学 鈴木教授の論文（国際交通安全学会誌 vol.22, No.2, 平成8年9月掲載）より引用】

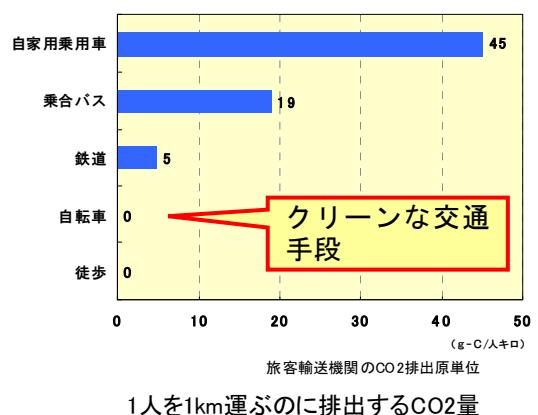
※自動車を運転しなくなった55歳以上の高齢者300人（合計900人）を対象
※都市規模の異なる3都市（東京都北区、埼玉県熊谷市、群馬県館林市）において実施
※複数回答あり

図4 エネルギー効率の比較



【出典：自転車博物館 資料】

図5 CO2排出量の比較

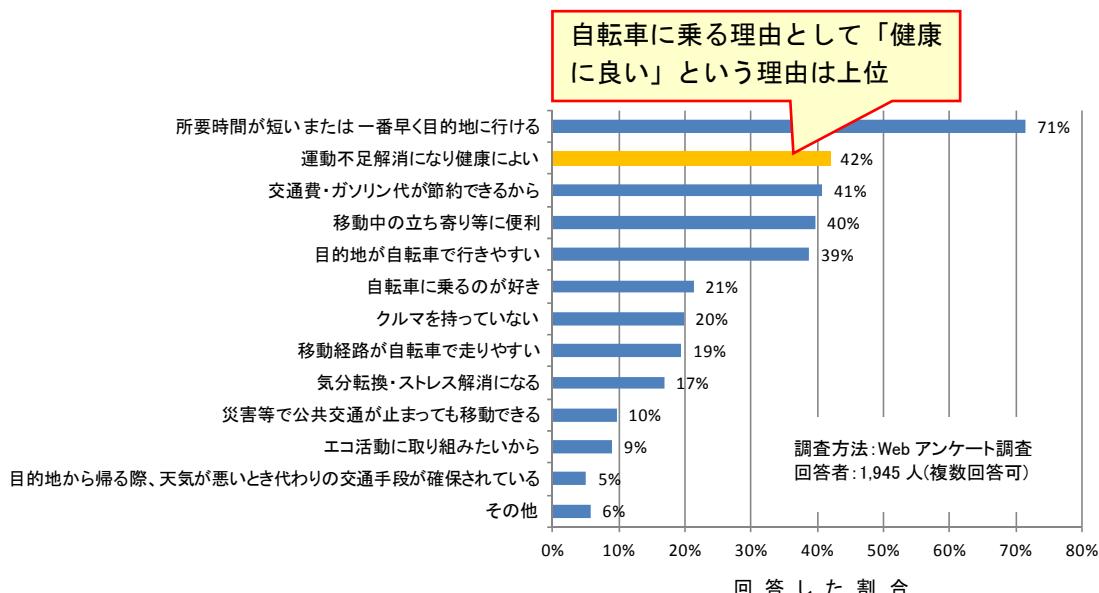


1人を1km運ぶのに排出するCO2量

【出典：地球温暖化問題への国内対策に関する
関係審議会合同会議資料より作成】

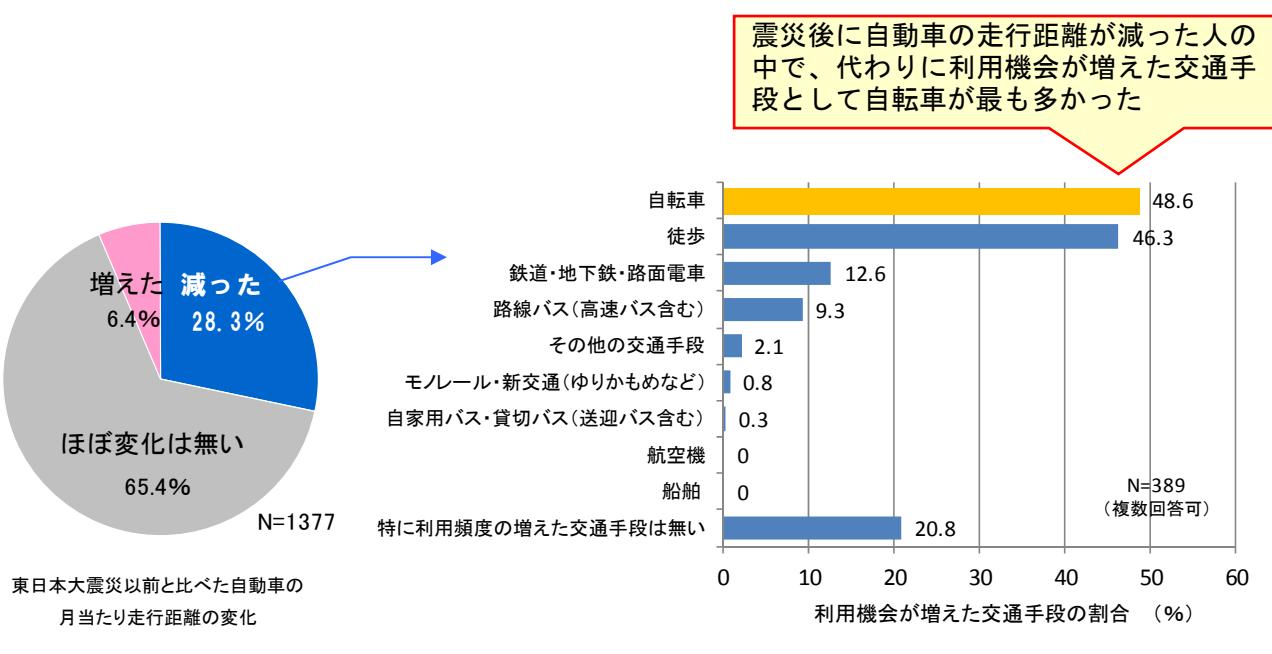
図6 自転車を利用する理由

(通勤や買い物などで主に自転車利用している人を対象にアンケート調査)



【出典：国土技術政策総合研究所 平成24年1月実施のWEBアンケート結果より抽出】

図7 東日本大震災後に利用機会が増えた交通手段



調査方法: WEB アンケート調査

回答者 : 全サンプルのうち、普通自動車を利用している1377人

【出典：大震災による行動の変化に関する地域別アンケート調査（1回目）（日本モビリティ・マネジメント会議】

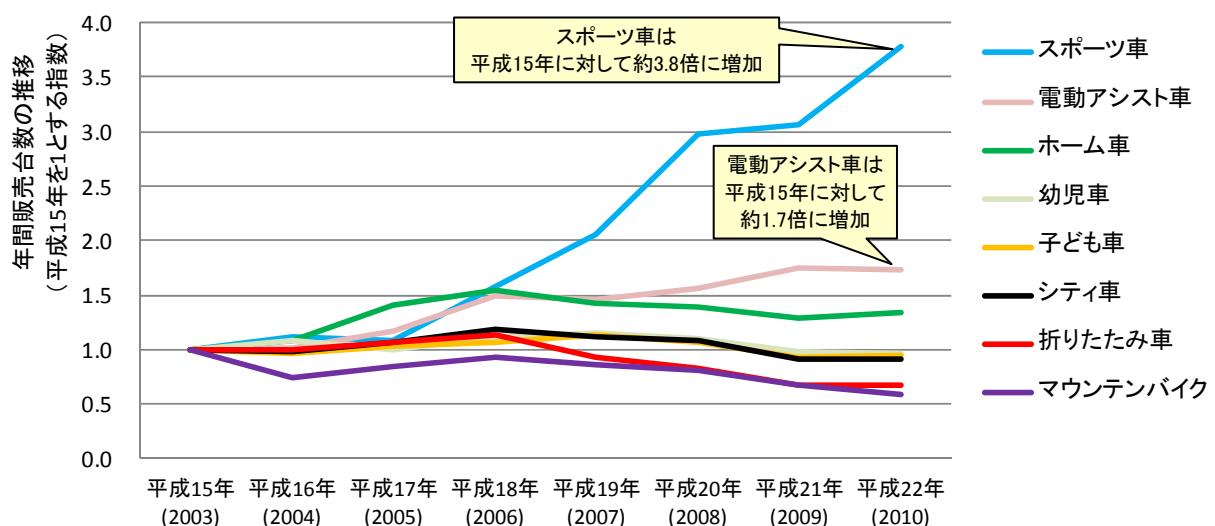
図8 自転車の楽しみ方を紹介する市民向けパンフレット



【出典：わたし色のearth（京都市環境政策局地球温暖化対策室）】

※環境に関する市民向けパンフレット

図9 国内における自転車の車種別販売台数の伸び率（年間1店あたり）



(車種区分)

スポーツ車：各種サイクルスポーツ、レジャー用に用いる自転車。ただし、ジュニアスポーツ車は含まない。

電動アシスト車：充電用バッテリーを補助動力として設計された自転車。

ホーム車：主に婦人用に設計された自転車。

幼児車：主に学齢前の幼児が日常の遊戯用として用いる自転車。車輪は18インチ以下のもの。

子ども車：主に児童が日常の遊戯及び交通手段に用いる自転車。車輪は24インチ以下のもの。また、子供スポーツ車（ジュニアスポーツ、ジュニア用マウンテンバイク）を含む。

シティ車：日常の交通手段（通勤・通学・買物）に用いる自転車。

折りたたみ車：折りたためる機能を持つ自転車。

マウンテンバイク：荒野、山岳地帯等での乗用に対応した構造の自転車。ただし、車輪が24インチ以下のジュニア用マウンテンバイクは含まない。

【出典：自転車国内販売動向調査 ((財)自転車産業振興協会)】

図 10 自転車乗車中死者数・自転車分担率の推移と自転車通行空間に関する制度の変遷

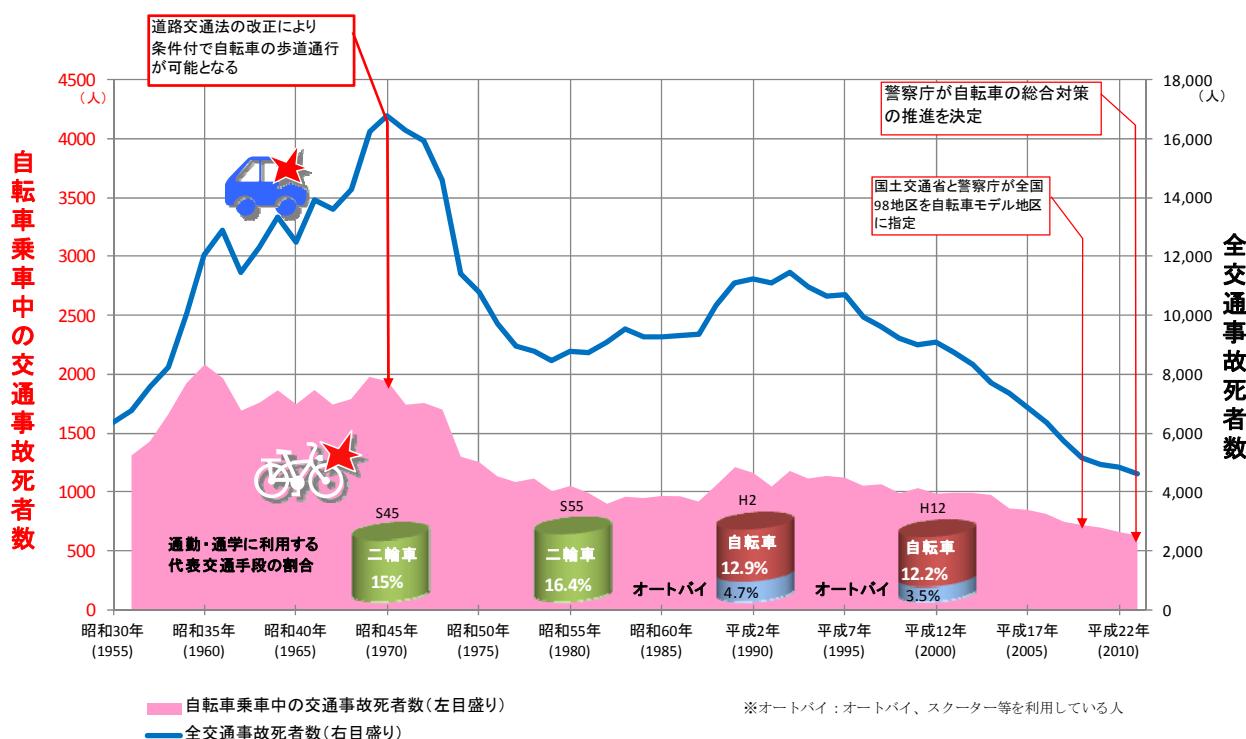


図 11 自転車関連事故の推移

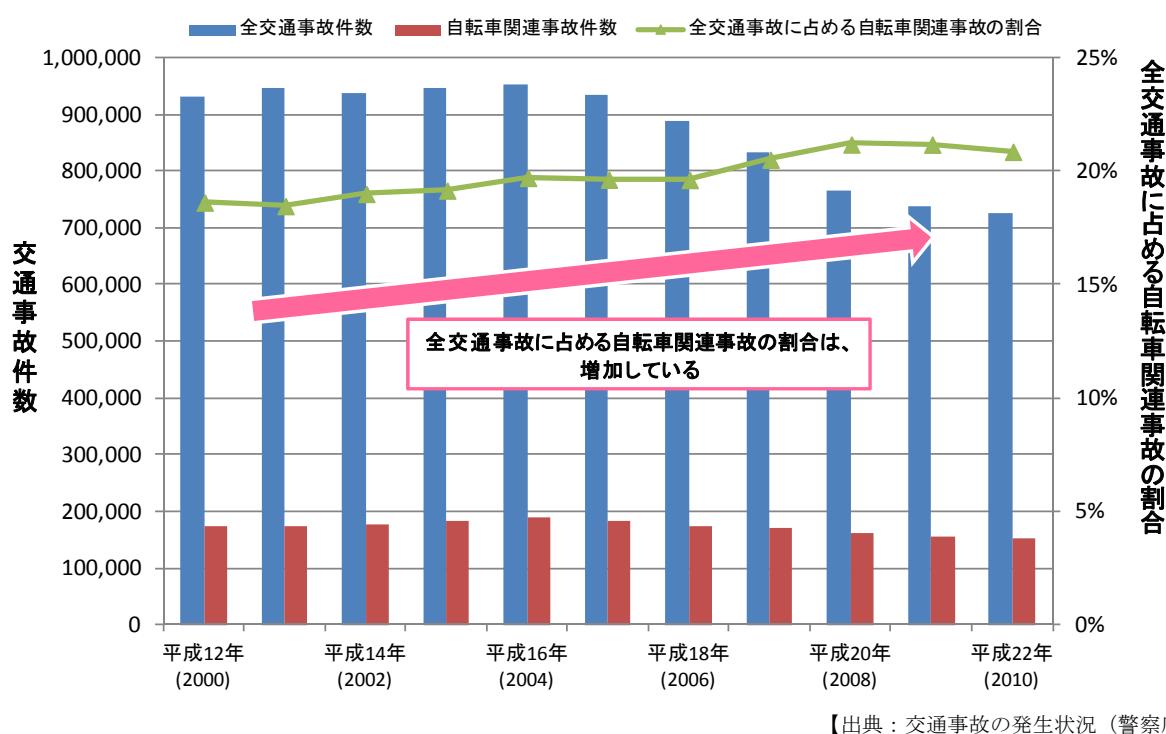
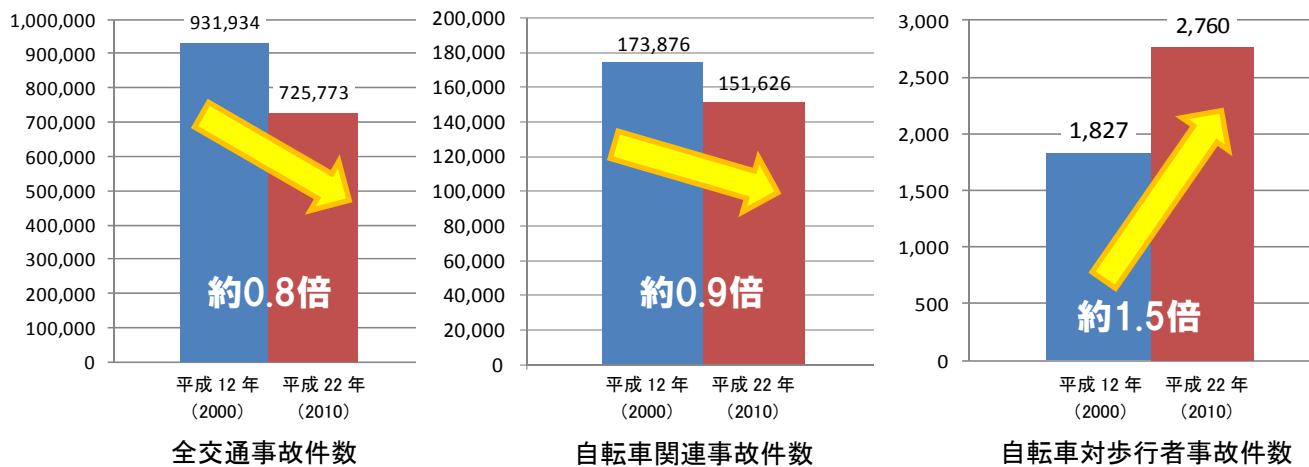
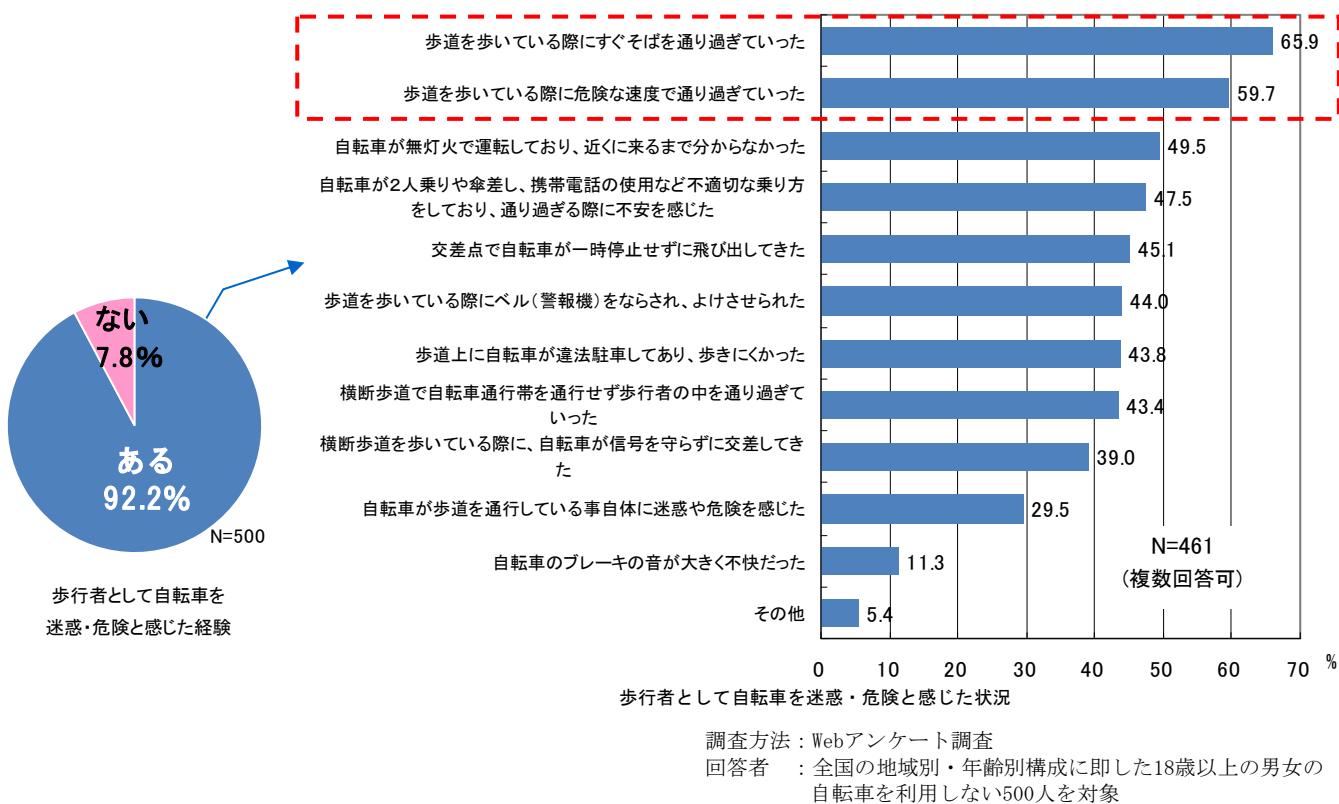


図 12 自転車対歩行者事故に関する近年の傾向



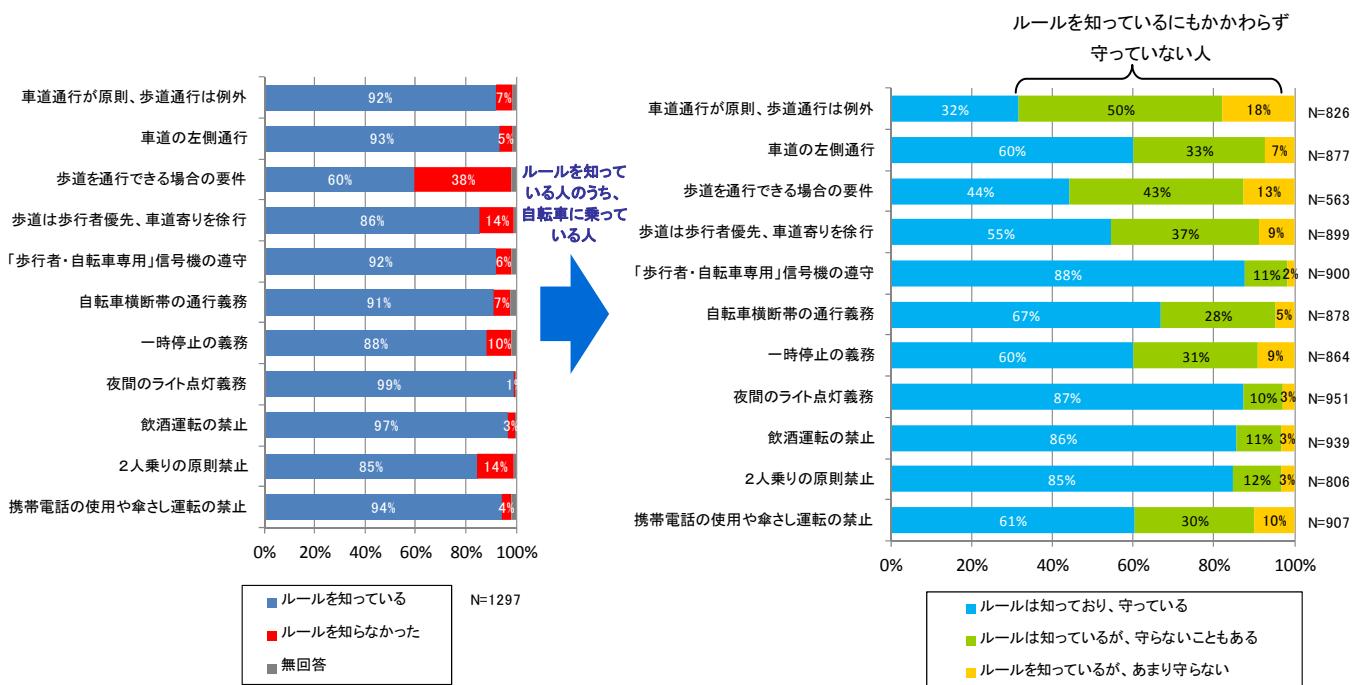
【出典：平成 22 年中の交通事故の発生状況（警察庁）】

図 13 歩行者として自転車を迷惑・危険と感じた状況



【出典：自転車交通の総合的な安全性向上策に関する調査報告書（平成23年3月）
(内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当)】

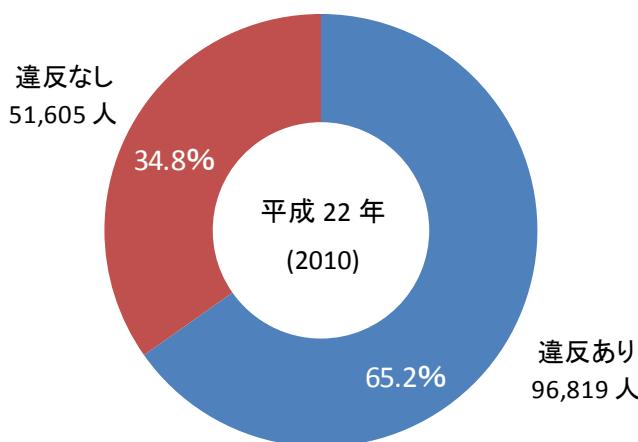
図 14 自転車の通行ルールに関する遵守状況



※全国の運転免許試験場等の来場者 1297 人を対象としたアンケート

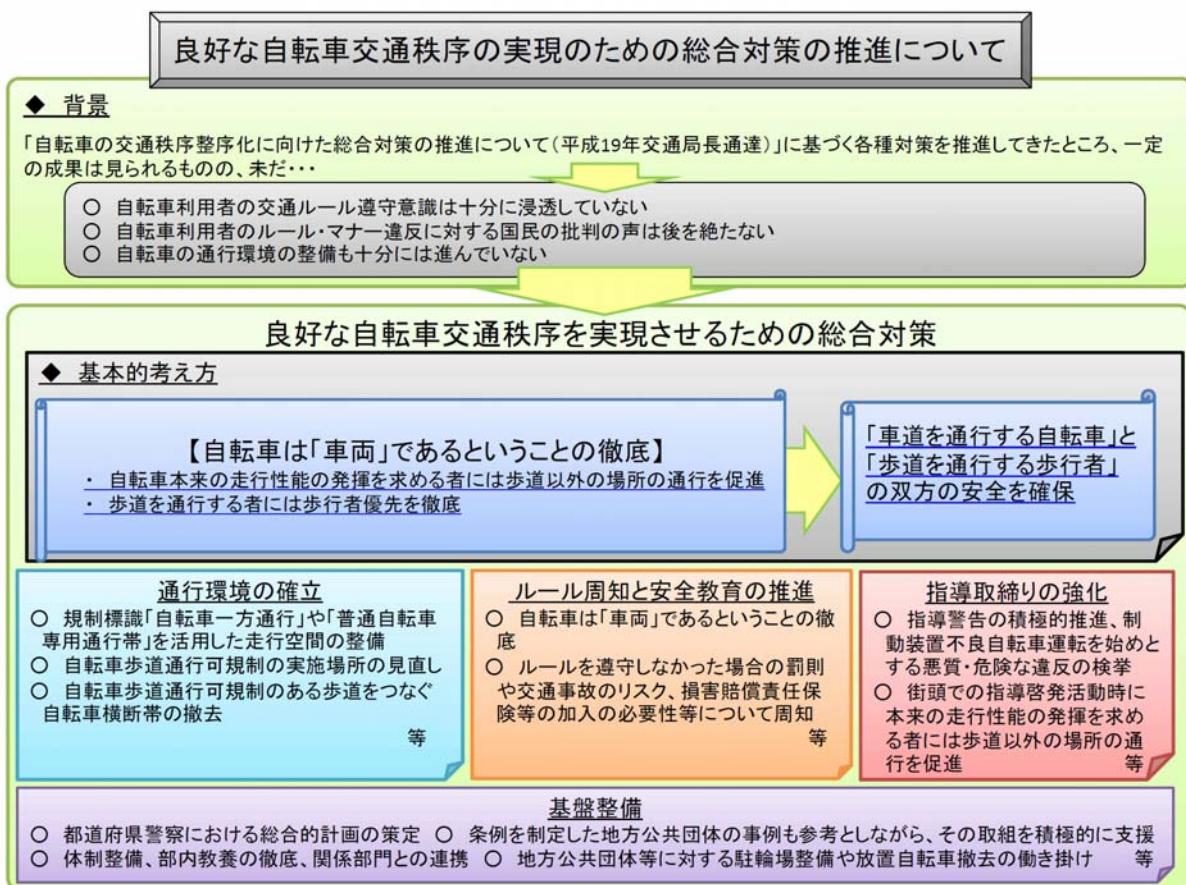
【出典：自転車に係る法令遵守意識等に関するアンケート調査（平成 23 年 10 月）（警察庁）】

図 15 自転車乗用中の交通事故で死傷した人に関する法令違反の状況



【出典：平成 22 年中の交通事故の発生状況（警察庁）】

図 16 良好的な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

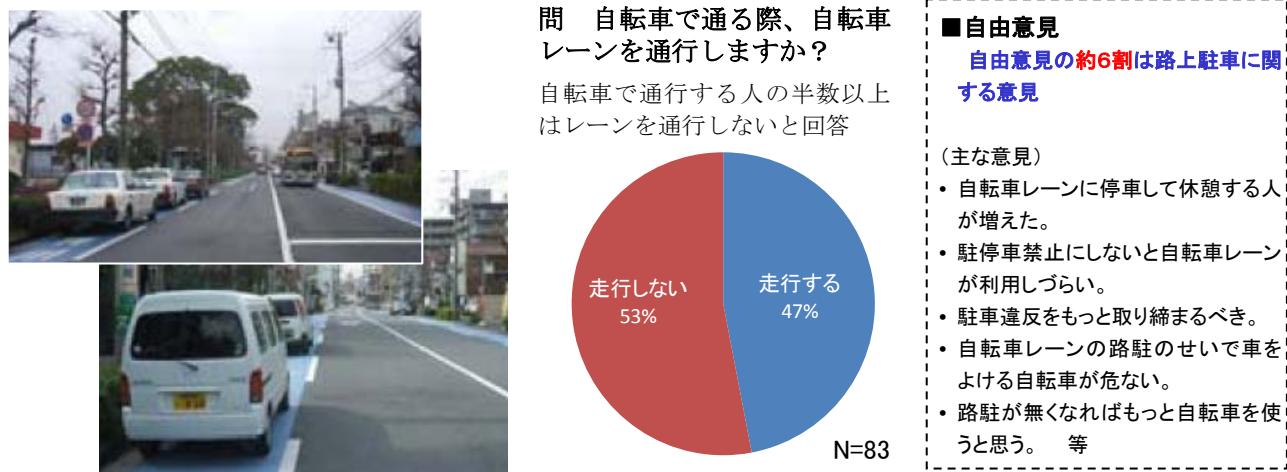


【出典：良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進（平成 23 年 10 月）（警察庁）】

図 17 自転車通行空間の整備状況



図18 自転車専用通行帯設置区間における利用者アンケート

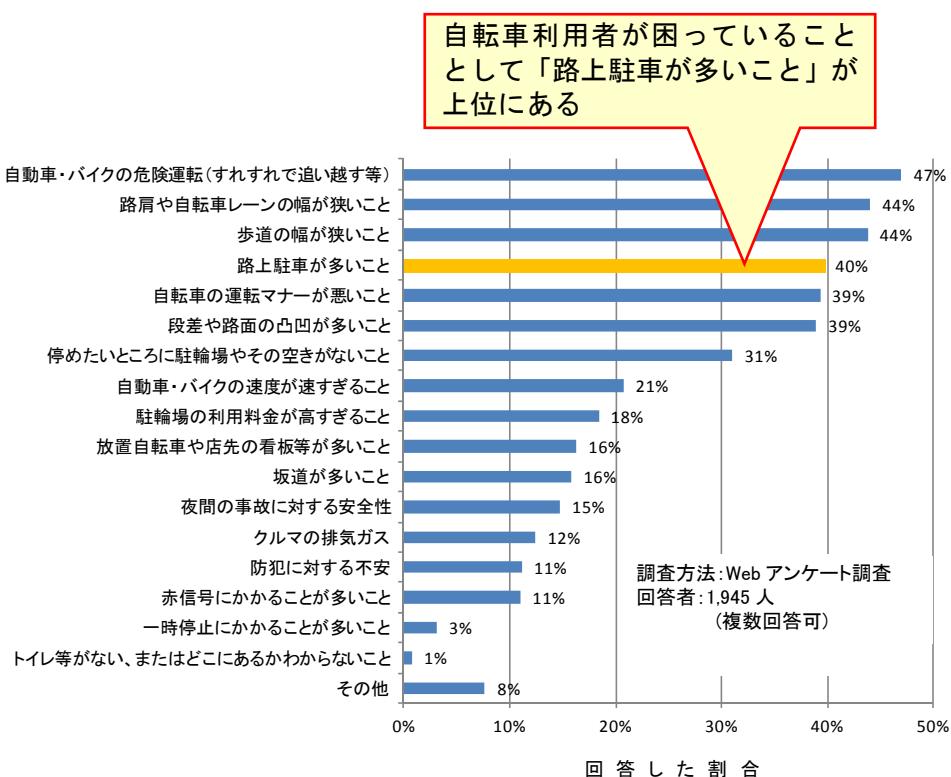


調査方法：向井町地区（神奈川県横浜市）の自転車専用通行帯設置区間を通行する歩行者・自転車利用者に対する路上聞き取り調査
回答者：83人

【出典：国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 平成23年3月実施のアンケート調査より抽出】

図19 自転車利用に関して困っていること

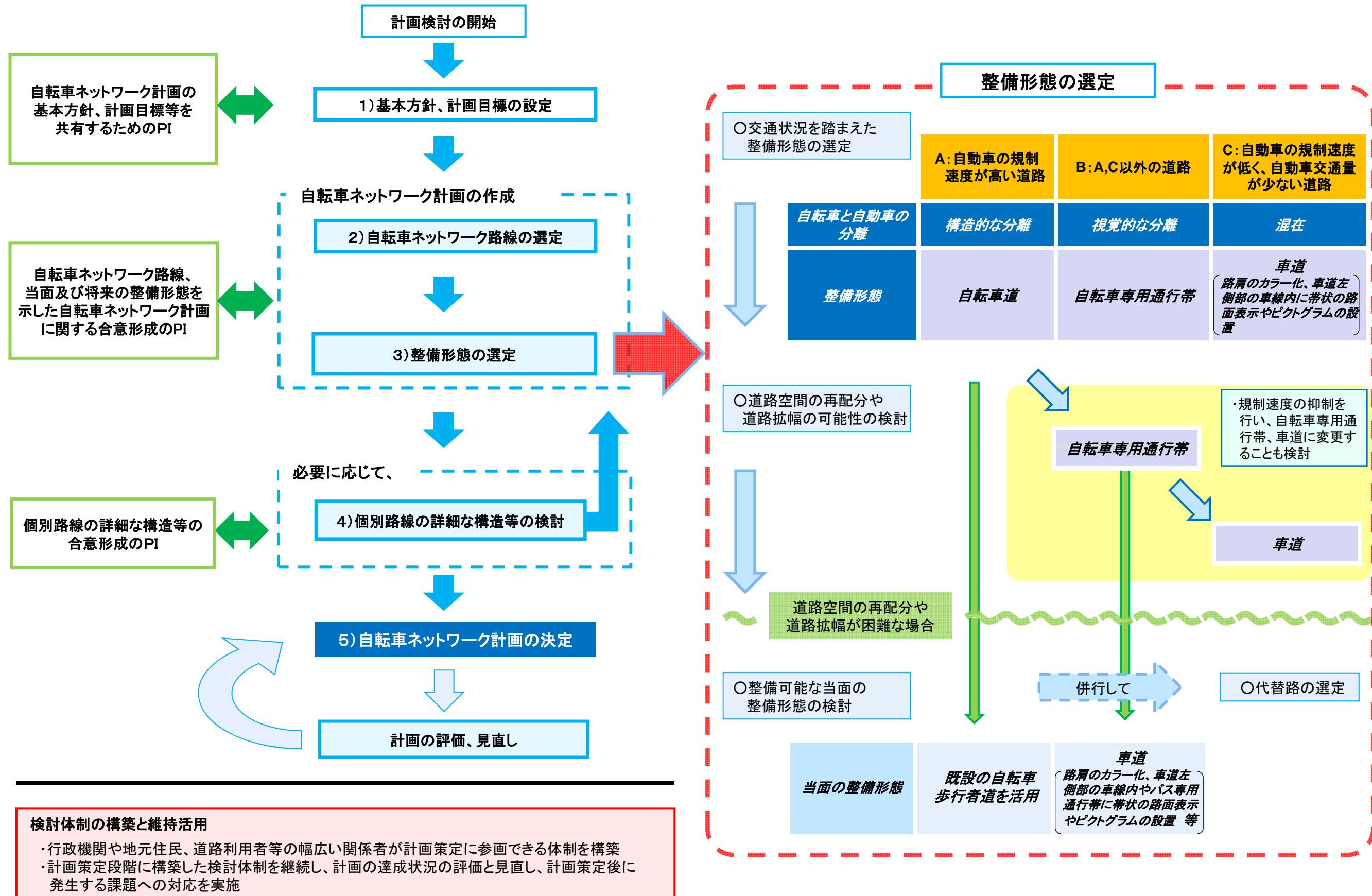
（通勤や買い物などで主に自転車利用している人を対象にアンケート調査）



【出典：国土技術政策総合研究所 平成24年1月実施のWEBアンケート結果より抽出】

自転車ネットワーク計画の作成手順

参考資料－2



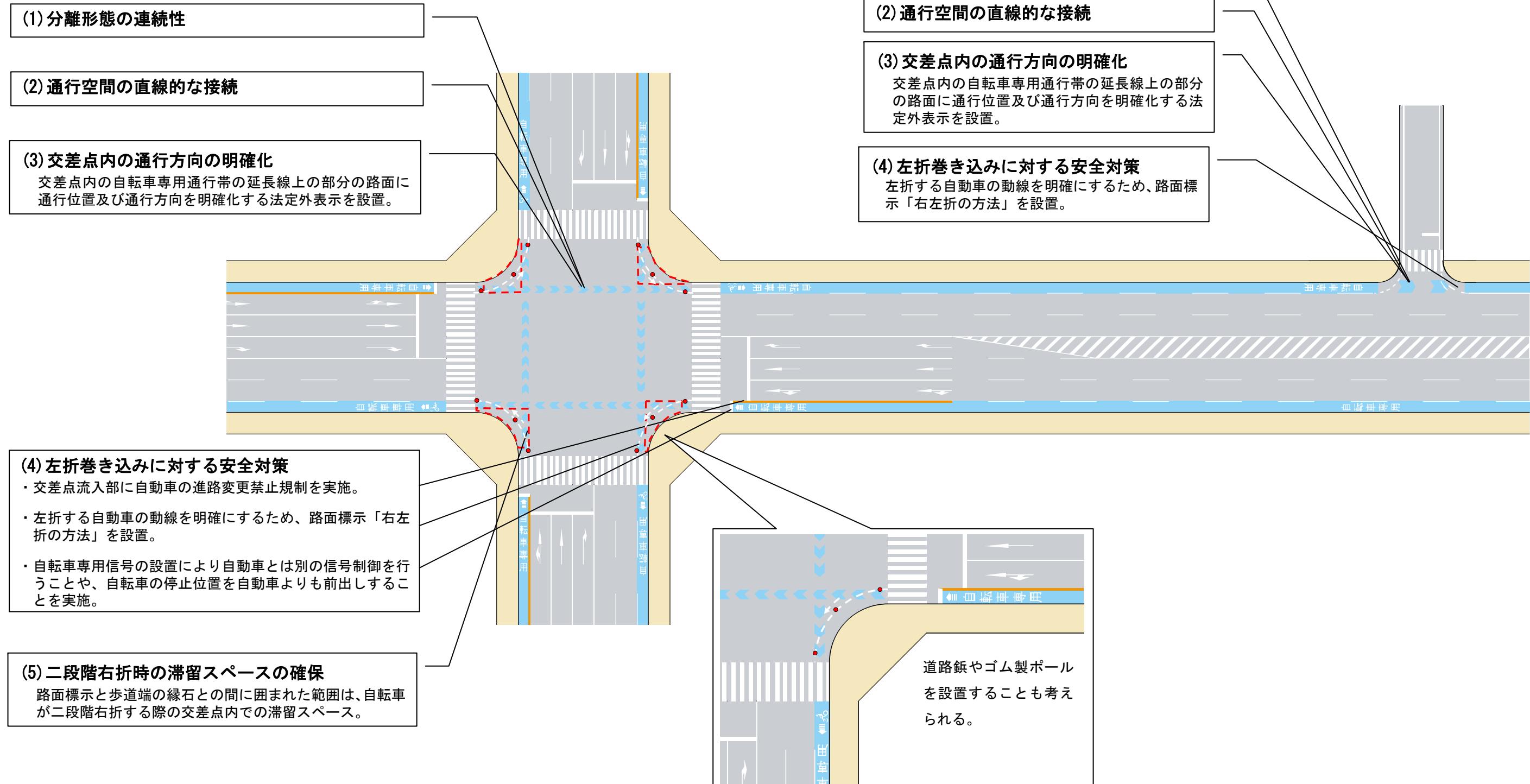
交差点部の設計

参考資料－3

(対応例 1)

自転車専用通行帯が接続する交差点において、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部で自転車専用通行帯への自動車の進路変更禁止規制を実施した上で、自転車専用信号の設置により自動車とは別の信号制御を行うことや、自転車の停止位置を自動車よりも前出しすることとした事例。

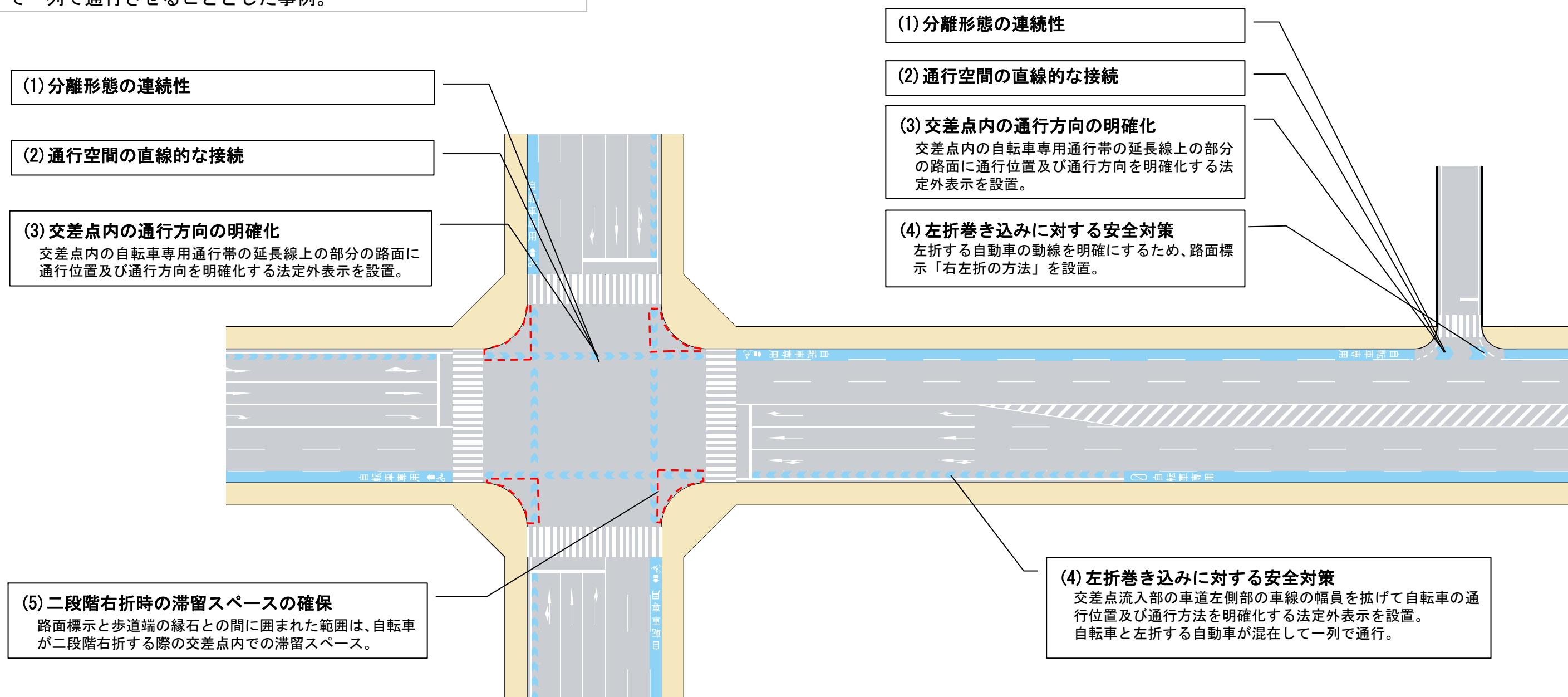
注) 本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではない。



(対応例 2)

注) 本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではない。

自転車専用通行帯が接続する交差点において、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部で自転車専用通行帯の交通規制を解除し、車道左側部の車線の幅員を拡げて自転車の通行位置を明確化する法定外表示を設置した上で、自転車と左折する自動車を混在させて一列で通行させることとした事例。



(対応例2') 空間確保に制約がある場合)

注) 本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではない。

自転車専用通行帯が接続する交差点において、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部で自転車専用通行帯の交通規制を解除し、車道左側部の車線内に自転車の通行位置を明確化する法定外表示を設置した上で、自転車と左折する自動車を混在させて一列で通行させることとした事例。

